

「飯山市住宅屋根融雪化事業補助金」制度のご案内

[平成25年 4月 1日現在]

飯山市では高齢者世帯等に対し、雪下ろしによる身体的負担の軽減や転落事故等防止のため、住宅の屋根に融雪装置を設置する場合、その費用に対する補助制度があります。

なお、この補助を受けるには下記のとおり要件がありますので、制度の利用を希望される方は、事前に飯山市役所（2階） いいやま住んでみません課 までお問い合わせください。

◎融雪装置の設置は新築時、増改築時いずれも対象になります

◆申請受付期間

申し込み受付は4月1日から12月25日までの間です。

受付期間を過ぎての申請はできませんのでご注意ください。



◆補助の対象となる住宅

申請者本人が所有し、かつ住んでいる住宅で次のものが対象になります

- 1) 専用住宅
- 2) 併用住宅で居住部分の床面積が延べ床面積の1/2以上を占めるもの（※）

※物置、車庫など単独使用の建物は対象になりません

◆補助の対象となる融雪装置

・不凍液や温水等の循環方式や電熱等（※）により屋根雪を溶かす装置で、他の建物等に移設できないもの。 ※地下水を利用するものは対象になりません。

◆補助の対象者となる方（次の①～④の事項すべてに該当する方）

- ①飯山市に住所がある方
- ②過去に融雪装置の設置や住宅の取得また改造費用等に、飯山市から補助金を受けたことがない方
- ③市税の滞納がない方
- ④次のア～ウのいずれかに該当する世帯に属する方
 - ア) 55歳以上の方のみで構成される世帯
 - イ) 母子および寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める母子及び父子家庭世帯
 - ウ) 生計の中心になる者が障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に定める障害者の世帯

◆補助金額

融雪装置の設置にかかる直接経費の10分の1以内（限度額30万円）

【補助金の計算例】

例1) 工事費が200万円するとき

$$2,000,000 \text{円} \times 1/10 = 200,000 \text{円}$$

⇒ 補助金は **20万円** になります

例2) 工事費が350万円するとき

$$3,500,000 \text{円} \times 1/10 = 350,000 \text{円}$$

⇒ 補助金は **限度額の30万円** になります

◆申請手続きの方法

補助を受ける場合、工事の着手前に申請手続きが必要です。

着工後の申請はできませんのでご注意ください。

〔手続きの流れ〕

○補助要件に該当するか飯山市役所 いいやま住んでみません課 までお問い合わせください



○別紙「補助金交付申請書」および添付書類を提出ください



○内容を審査のうえ、補助の可否をお知らせします



○施工業者へ工事を依頼し、完成したらすみやかに別紙「実績報告書」および添付書類を提出ください



○書類内容を確認後、補助金を指定口座へ振り込みます

お問い合わせ先
飯山市役所 いいやま住んでみません課 住宅係
電話 0269-62-3111(内線252)